

2026 年 7 月 トピック

付加価値税（VAT）税率を 7%とする軽減措置を 2027 年 9 月 30 日まで延長

2026 年 7 月 27 日、内閣は、付加価値税（VAT）税率の軽減に関する歳入法典に基づく勅令（第...号）（仏暦...年）の制定案を原則承認した。本勅令案は、付加価値税（VAT）税率を 7%とする軽減措置の適用期間を、2026 年 10 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日までの 1 年間延長するものである。歳入局は、中東地域をめぐる不確実性により輸送コストや消費財価格の上昇が懸念される中、今回の延長は、商品およびサービス価格の上昇を緩和し、国内消費の水準を維持することに資するとしている。また、本措置は、タイ経済の持続的な成長を支えるためにも必要であるとされている。当該勅令案は、タイ王国憲法第 178 条に基づき国王の裁可を受けた後、官報に掲載される予定。

【翻訳：コーディネーター 金留】